

「第60回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、11月18日（月）、「第60回指定都市市長会議」を開催し、次の要請を採択しました。

《採択した提言・要請等》

- (1) 「年収の壁」の見直しについて（指定都市市長会意見表明）
- (2) 多極分散型社会の実現に向けた指定都市市長会要請
- (3) 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）
- (4) デジタル化を見据えた行政事務の簡素化に向けた指定都市市長会要請
- (5) 地方創生応援税制の延長等に関する指定都市市長会提言
- (6) 障害福祉サービス等に係る行政処分の基本的な考え方に関する指定都市市長会要請
- (7) 戦後80周年を契機とした若い世代への平和学習の展開に関する指定都市市長会申合せ

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

「年収の壁」の見直しについて（指定都市市長会意見表明）

現在、政党間において、昨今、深刻化する人手不足の要因の一つとされている「年収の壁」（所得税の負担が生じる年収 103 万円の壁）について、見直しの議論が行われています。

この見直しは、国民の手取りの増加、労働市場への労働力の供給などの効果が期待される一方、仮に所得税の課税最低限を現行の年収 103 万円から 178 万円に引き上げることに合わせて、個人住民税の基礎控除を引き上げた場合、総務省は、地方全体で 4 兆円程度の個人住民税の減収が見込まれると試算しているところであり、そのうち全国の人口の約 2 割を占める指定都市においては、約 8,000 億円の非常に大きな減収が見込まれるため、強い危機感を持っています。更には、所得情報を活用する社会保障制度への影響も懸念されます。

個人住民税は、指定都市の税収において約 4 割を占める基幹税目であり、教育や子育て支援など基礎的行政サービスの提供を安定的に支えている極めて重要な財源であるため、「年収の壁」の見直しに伴う個人住民税における基礎控除等の引き上げは、指定都市の税収への影響が特に甚大であり、行政サービスの提供に支障を来す可能性があります。

そのため、この見直しを進めるにあたっては、税や社会保険料など国民の義務的負担の公平なあり方についての十分な議論を通じて、代替となる財源を確保し、住民に必要な基礎的行政サービスを提供するための基盤である地方税財源に影響を及ぼすことのないよう強く求めます。

令和 年 月 日
指定都市市長会

多極分散型社会の実現に向けた指定都市市長会要請

令和6年6月に公表された『地方創生10年の取組と今後の推進方向』では、地方創生のこの10年の取組は、国全体での人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要があることが示された。また、それらに関する認識を国民の間で広く共有しつつ、それぞれの自治体が主体的に行う地方創生の取組を強力に後押ししていくものとされたところである。

近年では、本来、居住地域にとらわれず等しく提供されるべき子育て、教育、福祉といった分野において、行政サービスの地域差が浮き彫りとなってきた。とりわけ、財政力豊かな東京都が、様々な分野において独自に行政サービスを充実させていることにより、東京都とそれ以外の地域との格差が拡大してきている。こうした現状により、今後も東京都への一極集中の更なる進展を招くとともに、地方の衰退が更に進むことが強く懸念される。

また、我が国全体の発展につなげていくためには、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、各地域において圏域全体の活性化・発展の牽引役としての役割を十分に發揮し、多極分散型社会を実現していくことが重要であり、そのための指定都市への更なる権限と財源の移譲をはじめ、地方自治制度についても見直しが必要である。

については、指定都市市長会として、下記のとおり要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 地方の衰退や首都圏における災害リスクの増大などにつながる過度な東京都への一極集中の問題について、広く国民と認識を共有するとともに、多極分散型社会の実現に向けた国民的な議論の展開を図ること。
- 2 税収が集中する東京都独自の給付措置により、東京都とそれ以外の地域との格差拡大にもつながっていることから、こども医療費助成やひとり親家庭医療費助成、保育料等の更なる負担軽減については、国の責任において早急に統一的な制度を創設すること。また、高校授業料の負担軽減について、既存の高等学校等就学支援金制度の拡充を検討すること。
- 3 地方自治体が自らの権限と財源、また創意工夫により、地域の実情や特性に応じて、魅力を創出できるよう、指定都市市長会が提唱している多様な大都市制度の実現を含めた地方自治制度の抜本的な見直しに向けた議論を進めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

人口減少時代を見据えた 多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）

－日本の未来を拓く、持続可能な社会の実現に向けて－

令和6（2024）年11月

指定都市市長会

はじめに －提言とりまとめの背景、提言の目的、位置付け－

現在、我が国には、少子高齢化や人口減少、長期にわたる経済の停滞などの深刻な危機が訪れており、将来の見通しが明るいとは言い難い状況にある。こうした危機的な課題や頻発する大規模災害によるリスクに対応し、持続可能な発展を遂げるためには、全国の大都市がその力を最大限に發揮し、圏域及び我が国全体を牽引していかなければならない。

しかしながら、これらの社会課題等に対する危機意識は国民全体で共有されるまでには至っておらず、こうした危機的な状況を変えるための、将来に向けた大きな制度改革の機運は高まっていない。

この状況に対し、我々指定都市市長会は、このままでは我が国は立ち行かなくなるのではないかという強い危機意識を抱いている。

社会システムは、その時代に合ったものでなくてはならない。人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会を実現するためには、都道府県、市町村の役割分担を含む行政体制の整備を行うとともに、長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことにより、日本を牽引する大都市が、その役割を十分に果たせる環境を整えることが重要である。

こうした考え方のもと、このたび、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を重ね、国や国会議員、経済界など、幅広い関係者に対する、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を取りまとめた。

本提言（素案）は、日本全体の危機的状況を踏まえた大都市の役割の重要性や、特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性について、多くの関係者に御理解いただき、大都市制度改革の機運醸成に繋げることを目的に、指定都市市長会として公表するものである。

指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」

担当市長	福田 紀彦	川崎市長
副担当市長	山中 竹春	横浜市長
参加市長	郡 和子	仙台市長
	清水 勇人	さいたま市長
	神谷 俊一	千葉市長
	本村 賢太郎	相模原市長
	難波 喬司	静岡市長
	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長
	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長
	大西 一史	熊本市長

1 時代背景と我が国に対する危機意識 －人口減少時代の到来と停滞する日本経済等－

我が国の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）によると、約 50 年後の 2070 年には現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口がおよそ 4 割を占めるとされ、生産年齢人口についても大幅な減少が見込まれている。こうした中、全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」にあたるとする人口戦略会議の分析レポートが令和 6（2024）年 4 月に公表されている。

住民ニーズが多様化し、地方自治体が対応すべき課題は増大・複雑化しており、人口減少に伴う労働力の供給制約が深刻になる中、行政サービスについても維持が困難になる恐れがある。また、高度経済成長期に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎える中、負担を分かち合う住民が減少していくなど、厳しい未来が予測されている。

さらに、2020 年から 2050 年において人口が増加すると推定されている都道府県は東京都だけとなっており、また、資本金 10 億円以上の企業の半数近くが東京都に所在するなど、東京都への一極集中が課題となっている。こうして進み続ける東京都への一極集中は、過度な人材の偏在や地域格差を增幅することとなり、地域社会、ひいては日本全体の持続可能性への脅威となり得る。加えて、政治や経済など多くの中枢的な機能が東京都に集中していることは、想定される首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどが発生した際には、日本全体の社会経済活動に重大な影響を及ぼしかねない大きなリスクである。

また、我が国の経済状況に目を向けると、名目 GDP で平成 21（2009）年までアメリカに次ぐ世界第 2 位の経済規模であったが、平成 22（2010）年に中国に抜かれ第 3 位となり、令和 5（2023）年にはドイツに抜かれ第 4 位となるなど、我が国の経済は長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している。

2 新型コロナウイルス感染症とデジタル化の進展がもたらしたもの

新型コロナウイルス感染症は令和元（2019）年 12 月に発生が確認されて以降、世界中に感染が拡大し、令和 2（2020）年 3 月には世界保健機関（WHO）がパンデミックの状態であると宣言するに至った。我が国においても、令和 2（2020）年 4 月から数度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、未曾有の危機となり、その感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクや、非常事態における地方自治体による地域の実情に応じた主体的判断の重要性を改めて認識する機会となった。

また、感染拡大のリスクに対応して、テレワークやオンライン会議など、デジタル技術を活用した人との繋がりが、経済、医療、教育をはじめ様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を發揮し、我が国のデジタル化が一気に推し進められた。

その結果、地域における多様で柔軟な働き方の実現に繋がるとともに、距離や組織等の壁を越えて繋がり合うデジタル社会の可能性が広く認識されることとなった。

また、国においても行財政のあり方を見直し、デジタル技術を最大限に活用して社会変革

を実現するため、デジタル行財政改革会議において、「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」が決定されるなど、国を挙げてデジタル行財政改革が進められており、現在の地方自治制度を見直す機会が到来している。

3 今後の方自治制度に求められること

指定都市市長会では、こうした我が国の状況に強い危機意識を抱いており、この状況を乗り越えるためには、時代の要請や地域の実情に応じた行政体制を実現するための地方自治制度の抜本的改革が必要と考える。

（1）効率的かつ効果的な地方行政推進体制の確立

人口減少時代において、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、地域資源が限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられる。

こうした状況において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、急速に進展したデジタル化に対応した体制整備や、地域の実情を踏まえた基礎自治体同士の更なる連携、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政推進体制を確立することが必要である。

（2）基礎自治体と広域自治体に求められる役割

【基礎自治体の役割の重要性】

住民がより良い行政サービスを受けるためには、今後も「基礎自治体優先の原則」のもと、住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体ができる限り行政サービスを担い、地域のニーズをしっかりと把握しながら、施策の決定・実施を行うことが重要である。

これまで、地方分権改革や市町村合併の進展等により、都道府県事務の一部を処理する都市が増加し、市町村の規模・権限は拡大してきた一方で、都道府県と市町村の二層制の構造は、基本的には明治以降変わっていない。このため、基礎自治体がそれぞれの役割を果たし、最大限の力を発揮できるよう、現在の画一的な地方自治制度を見直す必要がある。

また、人口減少等に伴い行政の担い手や専門人材等が不足する中においても基礎自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、業務の標準化・効率化を行うとともに、外部資源の積極的な活用や共同利用等を促進するなどの基礎自治体同士を含む多様な主体との連携を更に積極的に進める必要がある。

【広域自治体の役割の変化】

都道府県は、市町村を包括する地方自治体として、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を担うこととなっているが、基礎自治体の規模・権限の拡大に伴い、広域自治体の事務の範囲は変遷してきた経過がある。

今後、人口減少下で、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県の果たす役割も変化することが予想される。これまでのように、中山間地域などの条件不利地域の小規模市町村の補完・支援を積極的に行なうことが求められるだけでなく、これまで市町村が担ってきた役割を広域自治体である都道府県が担うなど、広域自治体における業務や役割を見直していくことも想定しておく必要がある。

(3) 圏域マネジメントの仕組みの構築

人口減少下における安定的な行政サービスの提供には、地方自治体間の広域連携の仕組みがますます重要となる。

大都市圏では、都道府県を超えた人やモノの活発な移動により複数の都道府県をまたがって生活圏・経済圏を形成しているところがあり、そのような圏域においては、都道府県単位ではなく、圏域で一体的な対応が求められる。

現在の広域連携の取組としては、連携中枢都市圏、定住自立圏などがあり、地方圏では、圏域の形成が進捗し、観光施策や公共施設の共同利用などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後、更に取組内容を深化させていくとともに、分野も広げていくことが求められる。

三大都市圏では、首都圏における九都県市首脳会議や関西圏における関西広域連合など、都道府県と指定都市が連携した取組が進められているが、大都市圏の広域的な課題を解決し、日本経済を牽引する役割を果たすことで、圏域の更なる成長・発展に繋げていくためには、人口稠密地域における都市の一体性の観点などから、今後も圏域単位で成果をあげていくことが求められる。

以上のことから、将来を見据え、地方自治体同士の連携の更なる充実・強化を図り、圏域の発展を促すため、個々の地方自治体の個別最適と地方自治体の連携による圏域の全体最適を持続的に両立できる圏域マネジメントの仕組みを構築することが重要となり、例えば、大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等の制度改革などを行うことも考えられる。

(4) 大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築

「現場力」と「総合力」を併せ持ち、人口・産業が高度に集積する大都市は、住民に身近な基礎自治体としての役割はもとより、圏域における中枢都市として、また、都市行政を先導する先端都市として重要な役割を担っている。

そのため、地方圏においては大都市が核となり、近隣自治体との連携の中心的役割を果たし、三大都市圏においては水平的・相互補完的、双務的な役割分担のもと、大都市が中心となり、都市の一体性の観点から、都市課題へ迅速に対応を行うことが求められている。

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

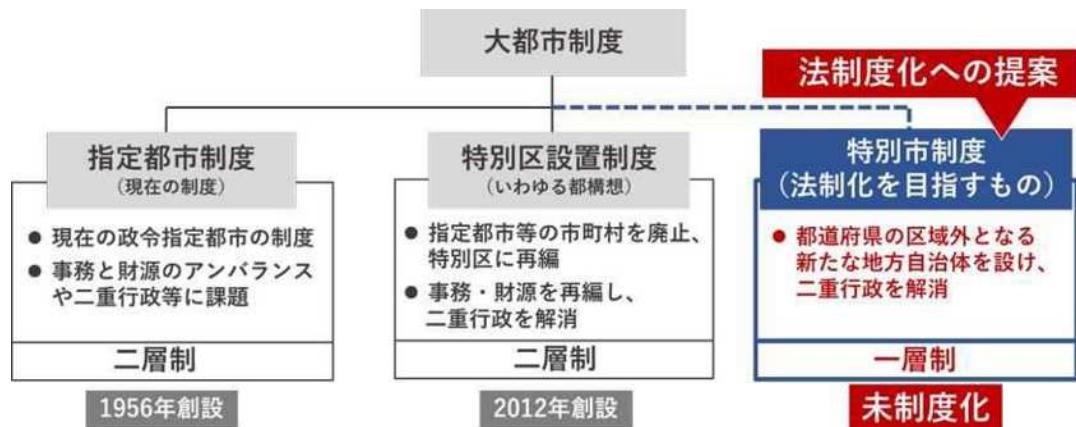
また、世界に目を向けると、独立性の高い大都市がスタートアップ企業の集積等を戦略的に行うなど、その特性を生かして競い合うことなどにより、大都市を中心とした強い経済圏が確立している事例も見られており、我が国においても、大都市がより強く圏域を牽引する仕組みを構築する必要がある。

一方、指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しているが、現在の大都市制度は、昭和31（1956）年に創設された指定都市制度と、平成24（2012）年に創設された特別区設置制度しか存在せず、地域の状況によっては、これらの制度のみでは十分な対応が図れないなどの課題が生じている。こうした状況に対応するため、指定都市が、住民の意思によって地域の実情に応じてその役割を最大限果たすことができる制度を選択できるよう、新たな大都市制度を早期に創設することが必要である。

4 多様な大都市制度の早期実現に向けて－新たな大都市制度「特別市」の提案－

人口減少時代を見据え、日本の未来を拓き、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化を提案する。

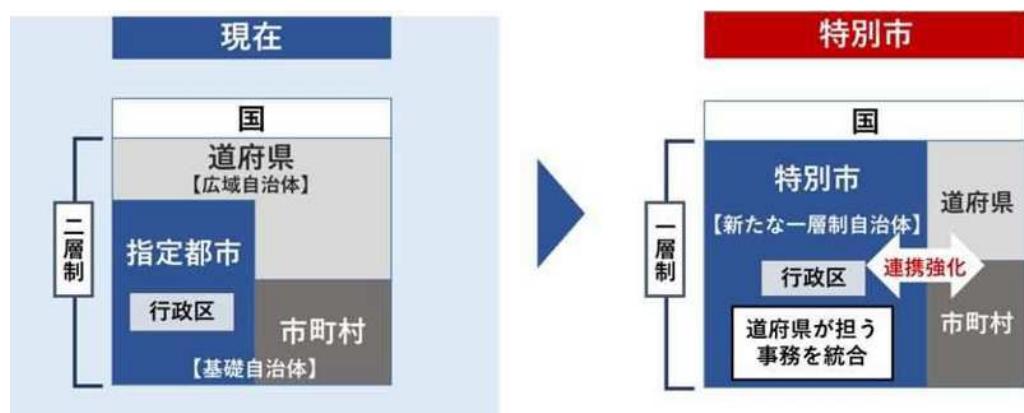
<現在の大都市制度>



(1) 新たな大都市制度「特別市」について

特別市は、現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことによって、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体である。

<特別市制度の概要>



(2) 特別市の果たすべき責務

特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有し、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有する。

(3) 特別市の果たす主な役割

特別市は、主に次のような役割を果たすことが可能となる。

【市民】

市域内の行政事務を一元的に担い、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策展開を行う。

【都道府県、近隣自治体、圏域】

都道府県及び近隣市町村等との水平的・対等な連携協力関係の中心となって取組を強化するとともに、大都市圏域の形成を行い、ネットワークの中心的役割を担うなど、圏域マネジメントを行う。

【グローバル】

世界の一国の国内総生産と同等の経済力を有し、諸外国の大都市とグローバルな競争と共に存の関係を築くことで、我が国経済を牽引する。

【日本全体】

これらの役割を果たす大都市が日本各地で活躍することで、日本全体の牽引・エンジン役となる。

(4) 道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

特別市は、大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たす。そのため、広域自治体においては、特別市を中心とした圏域内の行政を特別市による水平連携にゆだね、基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にそのリソースを重点化することができる。

道府県と特別市が役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。

また、人口減少時代を背景として、地方自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、広域連携を促進する仕組みとして、特別市と都道府県が水平連携により共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計も求められる。

(5) 特別市がもたらす効果　－人口減少時代に対応するための大都市の姿－

特別市は、道府県との二重行政の解消や、市域内の基礎自治体と広域自治体の権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした地方自治体間の連携強化による圏域の発展に寄与する。また、魅力あるまちづくりにより、海外から企業や人、投資を呼び込むことで、日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。

そして、こうした特別市及び特別市を中心とした圏域が複数形成されることで、その効果が日本全体に広がり、多極分散型の持続可能な社会を実現し、東京一極集中により生じる課題の解決にも寄与する。

【市民】

市域内の行政サービスを一元的に担い効果的な施策を展開することで、次の効果が期待できる。

- ・市域内における投資還元や手続きの迅速化による好循環が生み出す「魅力的な発展を続けるまちづくり」
- ・災害対策や感染症対策への迅速・的確な対応など「強靭で安全・安心なまちづくり」
- ・施策の自由度向上や情報の一元化など「市民生活が充実し、利便性も向上するまちづくり」

【都道府県、近隣自治体、圏域】

特別市が圏域の核となり、行政課題に応じて圏域を柔軟に設定し、都道府県や近隣自治体等との連携によって、圏域をマネジメントし、維持・活性化を果たす。

また、外部資源の活用や共同利用等の連携を力強く進めることができるとともに、都道府県との役割分担のもと、都道府県のリソースを市町村間の広域連携が困難な地域における補完・支援に振り向けることが可能となる。

地方圏や三大都市圏など、地域の特性に応じた大都市の役割を發揮することも可能となるため、特別市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用しながら、積極的な投資を行うことで、圏域・地域の活性化が促進される。

【グローバル】

日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外からも企業や人、投資を呼び込み、都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。

【日本全体】

日本を牽引する特別市が我が国に複数誕生することにより、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。

おわりに

人口減少の時代に突入した我が国は、これまでの人口増加や経済成長を前提としたシステムのままでは立ち行かなくなる危機的状況にあることには間違いないがなく、その脅威は今後更に増していくことが見込まれている。

こうしたことを踏まえれば、課題が顕在化し、立ち行かなくなつてから対応するのでは遅く、現時点からその危機を真正面から見据え、未来を想定した対応を始めなければならない。

一方、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の進展は、これまでの価値観を大きく変革するパラダイムシフトとなり、国においても、デジタル行政改革により社会変革を実現することを目指すなど、現在の地方自治制度を見直す絶好の機会となっている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、災害救助法改正の背景もあり、都道府県とともに指定都市が直接、被災地支援の初動対応や復旧・復興に大きな役割を果たしていることや、アメリカ、ドイツ、韓国などの海外において、大都市が広域自治体の区域外となることで一元的に都市経営を行う大都市制度が存在し、こうした大都市が国の経済を牽引している事実にも注目する必要がある。

急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、我が国の地方自治制度のあり方や、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市の早期法制化を含めた多様な大都市制度のあり方について、国や国会議員、経済界なども含め、我が国が一体となつた議論を行っていく必要がある。

現在の地方自治の仕組みでは、新たな時代への対応が十分でないことを強く認識するとともに、今ここにある危機への対応こそが我が国新たな発展のチャンスと捉え、本提言（素案）を十分に踏まえた議論が多くの方々において進められることを期待する。

デジタル化を見据えた行政事務の簡素化に向けた 指定都市市長会要請

地方自治体の行政事務は、根拠となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改革や運用変更などにより、事務を実施する地方自治体だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。

特に社会福祉分野における各種給付事務においては、申請の種類や分量が膨大であり、福祉や幼児教育・保育分野を中心に、事業所や地方自治体におけるICT等を活用した業務の効率化など事務処理の負担軽減は喫緊の課題である。

また、将来的に行政サービスの担い手が不足することが想定される中、住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するためには、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しを行った上でデジタル化を進めることが必要不可欠である。

国においては、デジタル庁が中心となり、アナログ規制の見直しが進められたところであるが、省庁横断的な制度の再点検を求めるなど、さらに踏み込んだ働きかけが必要である。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するため、各省庁において、特に以下の点に留意しつつ、所管する事務の簡素化を含めた、制度の抜本的な見直しを進めること。
 - (1) 原本提出や対面での手続を定める法令及び関係規定を改めて見直すこと。
 - (2) 申請手続のデジタル化にとどまらず、業務システムへのデータ連携までを一貫してデジタル化できるよう入力項目・必要書類の精査及び見直しを実施すること。
 - (3) 自治体間・関係機関間のデータ連携により、申請手続や確認・審査手続を簡素化すること。
- 2 制度の抜本的な見直しにあたっては、デジタル庁が司令塔となって、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的に再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。
- 3 アナログな手段を代替する技術を導入し、その検証を行う地方自治体の先行的な取組に対して支援を行うとともに、その有効性が確認された場合には、全国の地方自治体で導入できるようにするための支援制度を創設すること。
- 4 地方分権改革に関する提案募集において、デジタル化に関する提案については、今年度の重点募集テーマとされているが、今後はさらに内閣府とデジタル庁が緊密な連携を取って関係省庁と調整を行うとともに、現場で実務を担う指定都市の意見を基に状況を十分に理解した上で、その課題解決に向けた提案の実現を図ること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

地方創生応援税制の延長等に関する指定都市市長会提言

人口減少・少子高齢化や気候変動への適応に加え、エネルギー価格・物価高騰など、国内外の社会経済情勢の大きな変化に直面する中、我が国全体の成長を促し、持続可能な形で住民に行政サービスを提供していくためには、日本全体の構造的な課題である過度な東京一極集中による弊害を是正し、地方創生による多極分散型社会を実現することが必要である。

こうした中、平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、企業が地方公共団体への寄附を通じて地方創生に貢献し、SDGsの目標達成にも寄与している。また、企業の社会貢献やイメージアップなどに効果的であるとともに、制度の定着や令和2年度税制改正により拡充された税額控除の効果も相まって、全国的に企業からの寄附額が増加し、地方創生に大きな効果をもたらしている。

このような状況を踏まえ、地方創生の流れを決して止めることなく、指定都市がリーダーシップを発揮し、地方創生を力強く牽引するため、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

- 1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、税の軽減効果（寄附額の大約9割）を維持した上で、適用期限を令和12年3月31日まで5年間延長すること。
- 2 企業と地方公共団体の取組とのマッチング支援をさらに強化すること。
- 3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度をより多くの企業へ周知し、官民連携による地方創生の取組を支援すること。
- 4 地方交付税の交付・不交付団体に関わらず全ての市町村への寄附を対象とし税額控除の特例措置を適用すること。

**令和 年 月 日
指定都市市長会**

障害福祉サービス等に係る行政処分の基本的な考え方 に関する指定都市市長会要請

先般、全国展開している法人において障害福祉サービス等に係る食材費を過大に徴収していた問題が、各地で顕在化した中で、関係する自治体ごとに、当該法人が運営する各サービス事業所の調査を進めるとともに、各自治体が独自に設けている処分基準や量定に基づき、違反事由に対する処分理由や内容、量定の加重・軽減を判断し、対応してきた。

障害福祉サービス等については、障害のある方が日常生活を送る上で必要不可欠なサービスであり、事業者への行政処分は、利用者の日常生活に大きな影響が生じるものであるとともに、全国標準の基本的な考え方がない中で、行政処分の理由や内容に不合理な差異が生じることで、処分を受ける法人側が制度への強い不信感を抱きかねないこと、また、こうした状況が続くことで、今後、比例原則・平等原則違反等を理由とした行政訴訟が、全国で頻発するような事態に発展してしまうことも危惧される。

類似する介護保険制度の行政処分においては、事業者や利用者に与える影響に鑑み、厚生労働省策定の「介護保険施設等に対する監査マニュアル」等において、全国標準の基本的な考え方が示されており、各自治体においては、その考え方を参考に処分基準や量定を定め、処分が行われているところである。

こうしたことを踏まえ、障害福祉サービス等についても、法に違反した事業者に対する行政処分については、処分の公正性の観点から、主たる処分の理由やその結果に不合理な差異が生じないよう、介護保険制度と同様、本来、国がモデルとなる全国標準の基本的な考え方を示し、当該考え方を参考に自治体が地域の実情に応じた処分基準や量定を定め、処分を実施すべきものと捉えている。

以上のことから、障害福祉サービス等に係る行政処分の公正性を確保し、もって、持続的かつ安定的な制度運営を図ることを目的として、下記のとおり要請する。

記

- 1 障害福祉サービス等に係る行政処分の基準や量定等を定めるに当たり、不合理な差異が生じないよう、処分程度の考え方や処分基準の考え方の一例など、全国標準の基本的な考え方を示すこと。
- 2 全国標準の基本的な考え方を策定するに当たっては、各地方自治体の実情や与える影響なども十分に考慮し、事前の意見聴取や協議を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

戦後80周年を契機とした若い世代への 平和学習の展開に関する指定都市市長会申合せ

各指定都市は、空襲や原爆被害等を背景に多様な平和事業を進めている。令和5年11月20日、全ての指定都市が加盟する平和首長会議において必要な役割を果たすことにも念頭に、指定都市市長会として「平和文化の振興」を図ることを申し合わせた。その際、若い世代への被爆地での平和学習の重要性について認識を共有したところである。

それぞれの市民社会でこれまで重要な役目を担ってきた戦争経験者や被爆者の方々は、戦後79年を経て、非常に高齢になっている。このため、市民社会がこれからも平和への希求という理想を持ち続けていくに当たっては、その基盤として、若い世代の平和意識を高めることが喫緊の課題となっている。この点、先月発表された日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞理由の中でも、次世代による継承の意義について言及されている。

そのような中、平和首長会議は、多くの若い世代が、平和とは対極にある戦争や原爆被害を実感し、平和意識を高める重要性なども考慮して、本年9月、全国の加盟自治体に対し、被爆地などにおける平和学習を積極的に展開するよう働きかけたところである。

以上を踏まえ、指定都市市長会は、来年迎える戦後80周年を契機として、市民の平和意識を持続的に高めていくため、下記の取組を率先して牽引することを申し合わせる。

記

次世代の平和文化の担い手を育成していくため、各都市の実情に応じて、各都市での戦争の悲惨さに関する学びや、各地の戦跡・被爆地への派遣など、若い世代が戦争や原爆被害を実感し、平和を尊重する意識を高めることにつながる平和学習に取り組む。

令和 年 月 日
指定都市市長会